

一関市議会 産業建設常任委員会 記録

会議年月日	令和5年2月3日(金)			
会議時間	開会	午後1時30分	閉会	午後3時47分
場 所	第2委員会室			
出席委員	委員長 小野寺 道 雄		副委員長 佐 藤 敬一郎	
	委員 齋 藤 禎 弘	委員 岩 渕 典 仁	委員 岡 田 もとみ	委員 小 山 雄 幸
	委員 千 田 恭 平			
遅 刻 早 退 欠席委員	遅 刻 な し 早 退 な し 欠 席 な し			
事務局職員	伊藤主任主事			
出席説明員	商工労働部長ほか2名、農林部長ほか2名、建設部長、建設部参事ほか3名、上下水道部長ほか4名、農業委員会事務局長ほか1名			
本日の会議に 付した事件	<p>所管事務調査</p> <p>(1) 新産業用地整備計画案について</p> <p>(2) 市内企業を対象とした設備投資に対する新たな補助制度について</p> <p>(3) 低炭素建築物新築等計画及び建築物エネルギー消費性能向上計画の認定申請手数料について</p> <p>(4) 一関市特定公共賃貸住宅について</p> <p>(5) 一関市汚水処理計画の見直しについて</p> <p>(6) 農業委員会事務室移転について</p>			
議事の経過	別紙のとおり			

# 産業建設常任委員会記録

令和5年2月3日

委員長：開会前ですけれども、昨夜、当常任委員会の委員でありました、千田良一さんが、お亡くなりになられたということで、黙禱をささげたいと思いますので、皆さんよろしくお願いたします。

黙禱始め。

(黙禱)

委員長：ありがとうございました。

(開会 午後1時30分)

委員長：ただいまの出席委員は、7名であります。

全員の出席であります。

定足数に達しておりますので、これより本日の委員会を開会します。

録画、録音、写真撮影を許可しておりますので御了承願います。

本日の案件は御案内のとおりであります。

お諮りいたします。

本日の調査に当たり、当局から商工労働部長、農林部長、建設部長、上下水道部長及び農業委員会事務局長の出席を求めることに御異議ありませんか。

(「なし」の声あり)

委員長：御異議ありませんので、さよう決しました。

直ちに議長を通じて、商工労働部長、農林部長、建設部長、上下水道部長及び農業委員会事務局長の出席を求めることといたします。

暫時休憩します。

(休憩 13:31～13:32)

委員長：それでは、所管事務調査を行います。

まず、初めに、(1)の新産業用地整備計画案についてを議題といたします。

当局より説明を求めます。

今野商工労働部長。

商工労働部長：まず、商工労働部のほうからは新産業用地整備計画案について、説明をさせていただきます。

新産業用地整備計画につきましては、これまで産業用地適地調査業務を委託し、新産業用地の候補地の選定を進めてきたところです。

議員の皆様方には、一般社団法人日本立地センターに委託の上、候補地5か所まで選定したということで説明をさせていただいていたところでもあります。

今回、整備計画案をつくるに当たって、1か所に候補地を絞り込むということで、整備計画案の骨子をまとめたことから、今回、御説明申し上げるところであります。

背景といたしましては、令和4年度において供給可能な産業用地が今、ない状態になっておりましたので、できるだけ早く新産業用地の整備のほうを進めていきたいというようなところで、本日説明をさせていただきます。

それでは、担当課長のほうから説明をさせていただきます。

委員長：小野寺工業労政課長。

工業労政課長：それでは、私から新産業用地整備計画案について、説明させていただきます。

資料の1ページを御覧いただきます。

1の新産業用地の適地調査についてでございますが、先ほど商工労働部長から申し上げましたとおり、令和3年度におきまして適地調査業務を委託しまして、候補地を絞ってきたところでございます。

委託期間は令和3年12月21日から令和4年3月25日までで、委託先は同様の事業に実績がございます、一般社団法人日本立地センターに委託したところでございます。

調査の経過、概要でございますが、令和4年1月には地形や周辺の状況から、20ヘクタール程度の面積を見込める場所として17か所の候補地を図面上で選定し、現地調査を行いました。

現地調査結果を基に候補地を11か所に絞り各候補地の評価を行いました。

2月にはダイレクトメールによりまして、企業アンケートの調査を実施しております。アンケート結果による候補地要件の分析と検討を行いました。

なお、アンケートにつきましては1098件発送いたしまして、113件回収できており、回収率は10.3%程度でございました。

アンケート調査に回答があった企業から、市内7社をヒアリングしております。

このほか、市外2社もヒアリングを実施したところでございます。

3月に適地調査結果に基づき、候補地を5か所に絞り込みました。

また成果品の納品を受けたところでございます。

続きまして、(4)でございますが、立地条件の検討結果による候補地の要件でございます。

新しい産業用地に求める候補地の要件といたしましては、市で考える立地条件や一関市産業用地適地調査の検討結果によりまして、次の4点ほどを考えたところです。

まず、東北自動車道一関インターチェンジから近く、幹線道路に近接するなど、交通の便がよいこと、雇用確保に有利な人口の多い地域であること、企業間取引を行いやすいよう企業集積が図られている場所に近いこと、農振除外の時間にかかなりの時間を費やすおそれがあることから、大規模な農用地でないこと。

こういった要件に基づきまして、令和3年度内に5か所に絞り込み、令和4年度は最終的な候補地を絞り込んだところでございます。

続きまして、2の令和4年度から令和8年度を計画期間とする工業振興計画期間中における新産業用地整備計画の骨子についてでございますが、こちらは具体的な候補地の選定及び事業の計画の骨子部分について定めたものでありますが、この骨子を基に新産業用地整備の手順を新産業用地整備計画書としてこれから策定する予定としております。

また、今回の説明におきましては、この骨子の説明によりまして、新産業用地の整備についての概要を説明させていただきます。

項目は、1ページの1の新産業用地の背景から、2ページの5の産業用地の整備方法までの5項目でございます。

それぞれの項目に従いまして説明させていただきます。

1の新産業用地整備の背景ですが、市内には工業団地28か所、流通団地が1か所ございまして、分譲面積のトータルは204ヘクタールありましたが、令和3年度までに、この全てが分譲または貸付けにより埋まっているところございまして、現在供給可能な産業用地がない状況となっております。

このため、新たな産業用地、以下、新産業用地と説明いたしますが、新産業用地の早急な整備が求められております。

また、一関市は東西に長く、また面積も広いというようなことでございます。

市内全域に雇用の場を確保するというようなことも考えなければならぬところであります。

今回の資料には記載してございませんが、市内全域の雇用の場の確保のため、学校跡地などの市が保有する遊休地の有効活用を考えることとしておりますが、本計画では、造成を伴う産業用地の整備の計画について説明させていただきます。

2の産業用地の現状でございます。

岩手県南・宮城県北では、事業拡大に伴う移転や新規事業による新設などの立地意向のある企業ニーズに対して、産業用地の供給が十分に対応できていない状況でございます。

岩手県における令和3年度の新規立地は11件、立地件数及び購入敷地面積とも増加傾向にあります。

また、直近の状況では、県南部において、新たな産業用地の整備の動きが活発化していると同っているところであります。

2ページを御覧いただきたいと思っております。

3の市内における産業用地の需要動向でございます。

令和3年度に実施した調査結果から、当市の立地につきましては、岩手県最南端で宮城県に隣接し、仙台圏への販路を持つ企業の移転拡張の用地取得ニーズが高く、今後もニーズが継続していくものと考えられます。

また、当市は岩手県内でも比較的有效求人倍率が高く、直近では1.76となっております。

産業活動も活発であります。

調査結果による需要動向といたしまして、当市の産業をさらに発展させ、多様な働く

場を確保、創出するためには、企業にとって良好な操業環境を確保し、既存企業の成長促進とともに、新たな企業の誘致などの取組によって、多様性があり高度な産業集積を図るための産業用地開発が必要と考えております。

4の市内における産業用地整備についての方針でございますが、この計画の整備方針といたしましては、4点ほどあります。

事業用地の規模は10ヘクタール程度。

それから事業用地の位置は高速道路、東北自動車道一関インターチェンジから10キロメートル圏内。

それから分譲価格の見込みを1平米当たり1万2000円前後。

貸付けまたは譲渡により企業に利用していただくというような方針としてございます。

その次の5でございますがこの方針を受けまして、具体的な整備方法でございます。

新産業用地の候補地でございますが、一関市萩荘字越河地内ほかを想定してございます。

この地域につきましては、東北自動車道一関インターチェンジから4キロメートルから5キロメートルに位置している場所となります。

新産業用地の規模でございますが、約10ヘクタールを見込んでございます。

現時点での概算事業費の見込みでございますが、調査等の結果に基づきまして約27億円と想定してございます。

こちらは、開発地域内の工事費ということで、そこまでのインフラ整備費等はこの中には入っていないところでございます。

(3)の整備スケジュールでございます。

現在考えている年度ごとのスケジュールでございますが、令和5年度に地権者協議としてございますが、こちらは、まず地権者の方に了解をいただきまして、想定する土地の調査をさせていただきたいと考えております。

そして令和5年度中に地質調査、用地測量、それから開発行為の設計等を計画してございます。

また、令和5年度の後半におきましては、用地交渉としておりますが、こちらの用地交渉につきましてはその下の下の不動産鑑定評価が済みまして、買取価格を決めた上で具体的な価格を提示しての交渉ということになります。

それから、令和6年度におきましては周辺のインフラの整備、それから、産業用地の整備につきましては令和7年度から令和9年度にかけて造成を行う計画としてございます。

令和8年度には分筆登記の準備ですとか、あるいは部分的に完成したところがあれば、そこから分譲や貸付けについて、進めてまいりたいというように考えております。

資料の説明は以上でございます。

委員長：これより、質疑、意見交換を行います。

佐藤委員。

佐藤委員：企業アンケートの件でございますが、1098件発送して、回収率が10.3%で113件しか

集まってこなかった、この辺の理由はなぜなのでしょう。

委員長：小野寺工業労政課長。

工業労政課長：1098件でございますが、こちらのほうにつきましては一関市に関係のある企業とかではなくて、全国的な抽出をしているところがございます、中にはまるっきり一関市というようなところも知らない企業も入っていると考えております。

そういった中で、関心を示していただいた企業が大体1割ぐらいあったと捉えているところです。

委員長：佐藤委員。

佐藤委員：企業にとって、一関市の認識度が低いということなのでしょうか。

委員長：小野寺工業労政課長。

工業労政課長：アンケートにつきましては一関市としてこういったところであれば立地していただけるのかなということではなく、とにかく無作為といいますか、例えば自動車関連の企業とかそういった形で選んでおりますので、一関市というようなところをどこまで認識していただけているかというところはあるかと思っております。

委員長：佐藤委員。

佐藤委員：それから新産業用地というのは今、一関東第二工業団地ですか、拡張していると思うのですが、それはこの計画の中には含まれないのですか。

委員長：小野寺工業労政課長。

工業労政課長：現在、一関東第二工業団地を拡張しているところがございますが、そちらは含まない計画としております。

委員長：佐藤委員。

佐藤委員：今、買収しようとしている萩荘字越河地内なのですが、この地目は何なのでしょう。

委員長：小野寺工業労政課長。

工業労政課長：主な地目は山林でございますが、中には一部、今、作付されていないようでございますが地目的に田というところも一部入っているところでございます。

委員長：岡田委員。

岡田委員：令和5年度から地権者協議が始まるようなのですが、ぜひスムーズに進んでいけばいいと思っていますが、地権者というのは約10ヘクタールの中に何件くらいいらっしゃるのかお伺いします。

委員長：小野寺工業労政課長。

工業労政課長：今時点で調べたところで8人ぐらいと見ております。

委員長：小山委員。

小山委員：萩荘字越河というのはどの辺になるのでしょうか。

委員長：今野商工労働部長。

商工労働部長：今回、ある程度区画としては特定しております。

ただこれをきっちり示しますと、やはり用地の買収に関わることでですからデリケートな問題になりますので、今回は字ということでお示しをさせていただいたところであります。

大体どこかと言われると、今現在その地権者の方々のおおむねの了解を得られれば、これを明らかな区画として公表できるようになると思いますので、それまでは具体的な区画までは非公表ということをお願いしたいと思います。

委員長：そのほかにございませんか。

(「なし」の声あり)

委員長：なければ、質疑、意見交換を終わります。

以上で、新産業用地整備計画案についての調査を終了します。

次に、(2)の市内企業を対象とした設備投資に対する新たな補助制度についてを議題とします。

当局より説明を求めます。

今野商工労働部長。

商工労働部長：それでは、市内企業を対象とした設備投資に対する新たな補助制度についてであります。

一関市における企業の施設・設備投資に対する支援につきましては、立地企業を対象とする補助金については、ある程度手厚くなっておりますが、市内企業を対象とする支援制度につきましては、立地企業と比べて助成額が少なく、施設等の更新時期を迎えた

企業からは、この機会に他市に移転するとか、他市の立地支援を受けることを検討する企業もごございます。

そういったことから、立地企業だけでなく市内で一定数の雇用を継続していただくため、また、一関地域以外の条件不利地域での雇用の場を維持発展させるため、市内企業を対象とした新たな補助制度を検討してごございますので、その内容につきまして御説明申し上げます。

それでは、詳しくは担当課長から説明させますのでよろしくお願いたします。

委員長：小野寺工業労政課長。

工業労政課長：それでは私から、今回新たな補助制度として考えているものはこの表の中の太線の中で囲まれたところのごございます。

この表について説明させていただきます。

一番左のところには、制度の概要ということで項目を上げております。

補助制度の比較につきましては3つほど制度がございます。

ただいま申し上げました、囲んでいる市内企業生産拠点整備事業費補助金、こちらが今回新たに創設しようとする補助でございます。

事業名が少し長いので、説明の中では拠点整備事業と省略させていただきます。

真ん中の企業立地促進奨励事業費補助金は立地企業に対して補助する事業というようなことでございます。

こちらのほうも、立地促進事業と略させていただきます。

それから、一番右の地域企業経営強化支援事業費補助金でございます。

こちらは市内で事業を営んでいる事業所、あるいは立地した後に市内の事業所として設備投資をする場合に、対象となる補助というようなことでございます。

こちらのほうも長いので、地域企業支援事業と略させていただきます。

新たな補助事業につきましては、この既存の立地企業を対象とした事業、それから現在ある市内企業を対象とした事業と比較する形で説明させていただきます。

一番左の制度の概要の項目に従いまして説明させていただきます。

まず補助の有無でございます。

こちらは企業に対しまして、市が補助をした場合に、岩手県とか国からの補助が見込めるかというようなところがございますが、こちらにつきましては、真ん中の立地促進補助事業のみ、岩手県から2分の1の補助の対象となっているところであります。

その下の対象地域でございますが、左の拠点整備事業につきましては、原則、過疎地域を対象として考えております。

なお、この制度においての過疎地域とは、一関地域を除く市内全域としてございます。

また、括弧内にごございます、地域未来投資促進法に基づく計画の承認があった場合は、一関地域内においても対象とするとしてございます。

その下の固定資産税の取扱いについてでございます。

左の拠点整備事業の地域におきましては、課税免除の対象となる場合を対象としております。



その下の対象企業についてでございます。

左の拠点整備事業につきましては、市内に事業所を有し建物の耐用年数が過ぎ、職場環境の改善や光熱水費削減を図り、生産効率の向上を目指すため、工場または事業所の改善を行う企業であって、従業員が40人以上の企業としたところでございます。

真ん中の立地促進事業につきましては、これまで市内に工場や事業所を持たない企業が対象でございますし、一番右の地域企業支援事業につきましては、市内で既に事業を営んでいる事業所で、中小企業を対象としてございます。

それからその下の対象経費でございます。

左の拠点整備事業につきましては、生産能力等事業を拡大するため、市が認定した計画に基づき行う市内への工場等、こちらは生産施設や付帯施設を含みます、その建て替え等に要した経費としております。

その下の対象投資額でございます。

左の拠点整備事業は、固定資産投資額が4億円を超えるものとしております。

真ん中の立地促進事業は、固定資産投資額が1億円以上のもの、右の地域企業支援事業は、固定資産投資額が5000万円以上のものとしております。

その下の新規雇用者数の要件でございますが、左の拠点整備事業につきましては、雇用の継続を目的とするというようなことで、新規の雇用の要件は設けなかったところがあります。

真ん中につきましては、10人以上それから右につきましては3人以上の要件を設けております。

その下の補助率、それからその2つ下の補助限度額についてまとめて説明させていただきます。

左の拠点整備事業につきましては補助率3%で、補助限度額1億円。

真ん中の立地促進事業は補助率10%で補助限度額3億円。

それから右の地域企業支援事業は、補助率5%で補助限度額2000万円としているところであります。

続きまして資料の2ページ目を御覧いただきます。

この資料はただいま説明いたしました各補助の補助金と、それから固定資産税の取扱いの関係について示したものでございます。

イメージ図にございます点線から上が先ほど説明いたしました補助の概要で、点線の下が各補助と固定資産税の取扱いの関係を示しております。

補助が3つほどございますが、左側の2つの補助制度の左が企業立地促進奨励事業費補助金、以下、先ほどと同じように立地促進事業、それから真ん中が地域企業経営強化支援事業費補助金、同じように地域企業支援事業と略しますが、こちらが既存の事業でございます。

立地促進事業と地域企業支援事業と固定資産税の関係性でございますが、点線のすぐ下のところに固定資産税に係る補助といたしまして生産設備等投資促進事業補助金と示しております。

こちらは固定資産税を納めていただいた場合には、この固定資産税相当額の3か年分を市が補助するという内容となっております。

その下の過疎法に基づく固定資産税免除につきましては、一関地域を除く地域が対象となりますが、投資した固定資産税の全額が3か年分免除される制度となっております。

一番下の地域未来投資促進法に基づく固定資産税免除につきましては、地域未来投資促進法に基づく計画の認定があった場合に、投資した固定資産税の全額が3か年免除されるというような制度となっております。

固定資産税の取扱いにつきましてはこの3つの中からどれかが対象となるということでございます。

次に、一番右の網掛けをいたしました市内企業生産拠点整備事業費補助金、今回創設しようとする補助金でございます。

こちらと固定資産税の関係でございますが、こちらの固定資産税が免除となる地域を対象としているということでございますので、左側にありますような生産設備等投資促進補助金の対象にはならないというところでございます。

市内企業を対象とした設備投資に対する新たな補助制度についての説明は以上でございます。

委員長：小崎農林部長。

農林部長：ただいま商工労働部のほうから、市内企業生産拠点整備事業費補助金につきまして説明がありましたけれども、この補助金の関係で農林部のほうから、参考資料をお配りいたしましたして補足といたしますか、加えて御説明をさせていただきたいと思っております。

委員長：資料配付のため、暫時休憩します。

(休憩 13:58~14:00)

委員長：再開いたします。

小崎農林部長。

農林部長：ただいま、(株)オヤマの食鳥処理施設整備事業についてというタイトルの参考資料を配付させていただきました。

まず、この資料につきまして御説明をいたします。

株式会社オヤマ、室根町の折壁にございますが、こちら計画をしております本社の食鳥処理工場の移転新築事業に当たりまして、国の令和4年度補正事業、農林水産省の食肉等流通構造高度化・輸出拡大事業の活用を計画をしているところでございます。

この補助金につきましては岩手県、市を通じまして交付されますので補正予算を措置する予定でございますけれども、この補助金につきましては、この採択がポイント制というようなことになっておりまして、先ほど説明をいたしました市内企業生産拠点整備事業費補助金、この助成制度もポイント項目の一つとして使うというようなことについて、説明をいたします。

まず、今までの経過でございますが、株式会社オヤマではこの本社食鳥処理工場の整

備に当たりまして、国庫補助事業の活用を目指しまして令和3年度から月一、二回ペースで事業のコンサルタント、一関市、あと岩手県の出先機関でございます、一関農林振興センターとの打合せを継続的に行いまして事業計画を積み上げてきたところでございます。

令和4年1月、昨年度ですが、国の令和3年度補正の同様の事業への事業要望を行いましたけれども、結果的には達成すべき成果目標基準によるポイントが不足だったということで、昨年度の事業につきましては不採択となってしまったものでございます。

令和4年度に入りまして、同じ事業に要望することを確認いたしまして、令和3年度を上回るポイント獲得に向け、事業計画の見直し検討を行いましたほかに、都道府県加算ポイントというものがございまして、これは地方自治体からの補助金支援に基づくポイントの加算でございますが、これらの獲得に向けて、岩手県や市の活用可能な補助事業を検討してきたところでございます。

ちなみに米印にございますが、都道府県加算ポイントの基準として、県や市から補助金をどれぐらい交付されるかによってポイントがつくというようなことございまして、3億円以上の補助を受ける事業であれば5ポイント、1億円以上であれば4ポイントというような基準がこの事業の中で示されていたところでございます。

令和5年1月、先ほど御説明をしました、市の助成制度の活用を含めた国の令和4年度補正の食肉等流通構造高度化・輸出拡大事業の計画を現在事業要望しているというような状況でございます。

2の概要でございますが事業の計画を載せてございます。

この事業計画、事業の目的といたしましては、大きくは国の輸出対策の中で、株式会社オヤマ様の食肉・鳥肉を、シンガポール等々の東南アジアへの輸出に向けた処理加工を行う工場を造るということでございます。

事業実施主体は株式会社オヤマ、実施場所は室根町折壁字愛宕下77番地ほかでございます、位置的には室根支所の東側というような場所でございます、敷地面積は6万8526平米、内訳は農地と山林等でございます。

現地は現在既に造成工事に入っているところでございます。

なお、土地取得・造成につきましては補助の対象にはなってございません。

整備の内容につきましては食鳥処理施設整備ということで、屠畜・解体及び食鳥肉の加工施設ということで、大きなものは工場棟1棟1万2500平米でございます。

また排水処理施設、残渣棟でございます。

事業費の概要でございます。

これは税抜きでございますが、また土地取得・造成費は除いておりますけれども、総事業費は124億9000万円ほどでございます。

このうち補助対象となりますのは60億円、国庫補助の補助率は2分の1ということになります。

なお単年度では行えませんので、このうち令和4年度事業分として36億1700万円。

そのうちの補助対象経費は30億円。

あとは残り令和5年度分として88億7200万円。

これにつきましても補助対象経費は30億円というようなことになっております。

事業期間でございますが、令和4年8月から既に現地は土地造成を開始しております、今後この施設等の整備を行いまして、令和7年2月に完成を見込んでいるというような事業でございます。

これらの事業の国庫補助の要望に当たりまして先ほど説明しました、市内企業生産拠点整備事業費補助金の活用を今、進めているところでございます。

農林部からは以上でございます。

よろしく願いいたします。

委員長：これより、質疑、意見交換を行います。

小山委員。

小山委員：令和3年度において、ポイントが足らなかった経緯があつて、このポイントはこれで今度、果たして令和4年度の部分で国に申請したとき、これがクリアできるというその見通しは立っているのかどうなのか、その辺はどうなっているのですか。

委員長：小崎農林部長。

農林部長：まず、ポイントでの比較につきましては、最終的に様々なポイントの積み重ねでもって、要望を出した事業体ごとに並べて上位からということになりますので、何点だからいいとか、何点だから駄目だという部分は、これは今回株式会社オヤマさんの事業を一関市から見ておりますけれども、他の事業体から様々な事業が出てまいりますので、それに確信があるかと言われますと、我々としても今要望している段階で、まだまだ分からないという状況でございます。

それが一つ。

あと、今回都道府県加算ポイントというのを、実は昨年度、最初に要望した時点ではこのポイントについての取組はなかったわけですが、今回こういう事業が出てきたことによりまして加算されますので、昨年度不採択になった事業ポイントよりも、これを含めてそれ相応のポイント加算をしておりましたので、あとは戦う相手次第ですが、去年よりもポイントアップをして申請をし、採択を待っている状況ということでございます。

委員長：小山委員。

小山委員：全国からこういう補助を頂くために、手を挙げている企業の数とかはもう国の選定だから、その企業の数というか、手を挙げている人が少なければ優先的にもらえるし、たくさんであればそこからポイントが高いところが選出されるということですか。

委員長：小崎農林部長。

農林部長：いずれ予算がある中で、手を挙げたところの事業のポイントで比較するということになりますので、数が少なければ対戦相手は少ないですが、その辺のポイントの戦いとい

うことになっている事業でございます。

委員長：小山委員。

小山委員：選ぶ部分についての情報というか、国でどのようにやっているか、そういう部分は知ることはできないということなのですね、国任せというか。

この事業に対して、今度は補助対象になりましたよというのは国任せと、そういうことですか。

委員長：小崎農林部長。

農林部長：要望を出す時点で、我々としても何ポイントを獲得してあげるといふ数字が出てきますけれども、他の事業体がどれぐらいのポイントになって、結果、何ポイント以上が採択になりましたという部分の公表はされていないところでございます。

委員長：岩淵委員。

岩淵委員：市長は仕事をつくるということで、常々言われている中で今回この株式会社オヤマの造成事業に関しては、1度不採択になっていますけれども、仕事につながるのかなと思って期待をしているところでありますが、先ほど小山委員からも質疑があったところでちょっと、さらに細かく確認したいと思いますけれども、今回の補助制度を活用することによってポイント自体は4ポイントというところでまずは間違いないのでしょうか。

委員長：今野商工労働部長。

商工労働部長：令和5年度当初予算の編成の最中ということになるわけですが、先ほど申し上げましたとおり、新たな補助制度について、商工労働部のほうで検討をし、それについて予算要求もさせていただいたところであります。

制度的には上限1億円という支援の制度を検討したわけですが、1億円の予算をこれが令和5年度当初予算としてつくかどうかというのは、改めて公表があると思いますので、その際に金額についてはお示しさせていただくこととなります。

制度的には上限1億円ということで設計をしたところであります。

ポイントにつきましては商工労働部と農林部との協議も継続的に行っておりまして、4ポイントが加算されるというようなことは農林部との協議により確認しているということでもあります。

委員長：岩淵委員。

岩淵委員：今回の部分での説明は分かりましたが、国の令和3年度の補正があったときはこのようなことが分からなかった状況で不採択となったという経緯は把握をしていますが、説

明を読んでいくと、岩手県と市からの都道府県加算というのがあるということですが、市としてのさらに加算につながるような制度というのがあるのかどうかというのと、検討されたのかどうかということをお尋ねしたいと思います。

委員長：今野商工労働部長。

商工労働部長：企業に対する様々な支援制度については、企業訪問するときに様々な要望を頂戴しているところであります。

誘致企業をたくさん持ってくるというようなことも必要だけれども、既存企業もやはり支援してほしいというようなお話も頂戴しております。

やはり、これから人口減少社会を迎えて仕事づくりというところの前提として、今いる市内企業にも、この撤退、事業廃止あるいは移転などを、できればしてほしいというところもありますので、仕事づくりというか、仕事の維持というところも、この観点としてございます。

そこで、もう少しポイントをとというようなことで3億円ということもあるわけですが、県と市と連携して支援する制度もございます。

誘致企業につきましては、先ほど資料の説明の中で表の真ん中にある企業立地促進奨励事業補助金、これについては、県2分の1補助ありと書いています。

これは県の制度もあって、市が補助したときにはその市の補助の2分の1を県が補助するというような、間接補助を採用しておりますので、この県の補助制度を創設してほしいということで、県のほうに要望をさせていただいたところでもありますけれども、県のほうからは、なかなか厳しいという回答を得ているところであります。今回創設しようとする補助制度につきましては、記載のとおり、市の単独ということで、都道府県ではなくて、市の単独補助として、今回はお示しさせていただいたところでもあります。

委員長：岩淵委員。

岩淵委員：分かりました。

具体的に今後いつから実施というか、施行されるという計画なのかどうかをお尋ねします。

委員長：今野商工労働部長。

商工労働部長：今回、令和5年度当初予算の中で予算要求させていただいているということをご先ほど申し上げましたが、令和5年度の当初予算として計上させていただいて、議決をいただくことになるわけですが、議決をいただいた後、補助金交付要綱というものを制定することになります。

その補助金交付要綱を制定して施行した時点から、制度としては開始になるというようなことになります。

ですから、令和5年4月以降の早い時期に、その要綱を制定したいと考えているとこ

ろでございます。

委員長：岡田委員。

岡田委員：この新しい補助金ですけれども、一関地域は中小企業が圧倒的に多い地域なのですが、この対象企業の従業員数が40人以上とした理由についてお伺いしたいと思います。

委員長：小野寺工業労政課長。

工業労政課長：一定程度の雇用を継続するというようなことをこの事業の中で考えたところございまして、その中で従業員の規模を何らかの基準に基づいて設定しようとしたしまして、こちらの基準につきましては、分かる範囲でということで市内に立地しております企業の平均的な従業員数ということで40人と設定させていただいたところでございます。

委員長：岡田委員。

岡田委員：平均が40人だということなのですが、かなり5人以下、10人以下という企業も多くあると思うのですが、従業員別の階層とかそれは今どのような構成になっているのか分かれば御報告いただければと思うのですが。

委員長：今野商工労働部長。

商工労働部長：先ほど、工業労政課長のほうから申し上げましたけれども、市内の誘致企業の平均の従業員数ですから、経済センサスなどで調査している事業所の平均の人数ではございません。

ですからちょっと高めになっているというのはそのとおりかもしれません。

ただ先ほど説明したとおり、地域企業経営強化支援事業補助金というのは中小企業も対象になってございますので、2000万円限度ではございますが、小規模な事業所であっても、生産能力を高めるための投資、一定程度の投資については、支援制度がございまして、小規模な事業所用、それから一定程度の規模の事業者用というようなところが、制度として用意してあるということになります。

それから、統計的な事業所の平均の人数につきましてはちょっと今、手元にセンサスの資料がありませんので、今時点でお答えすることはできない状況です。

委員長：岡田委員。

岡田委員：すみませんが、後で提供いただければと思います。

それで農林部と連携して、協議してということで、令和5年度から事業が開始される

ということで、補助限度額も1億円という設定で、その1億円を今、予算の関係で確保できるかどうかというような状況だと思うのですが、そうすると、年に1件の見通しでこれから継続していくということで、初年度はこの株式会社オヤマがもう対象になっているということですが、次年度の対象見込みというのは今つかんでいるのかどうか、お伺いしたいと思います。

委員長：今野商工労働部長。

商工労働部長：岡田委員御指摘のとおり、令和5年度当初予算として要求させていただいているのは、今、農林部から説明した株式会社オヤマの整備事業の分の1億円ということについてはそのとおりであります。

次年度以降の補助金につきましては、現時点で市内企業の動向について、把握できていないところから、次年度以降の見込みについては、今のところはないというようなところであります。

委員長：小野寺工業労政課長。

工業労政課長：予算につきましてはこれからということになるかと思えますけれども、予算要求の考え方についてちょっと補足させていただきたいと思えます。

先ほど農林部長からの説明でありました、今後2か年での事業というようなことになりまして市での新たな補助制度につきましても、単年度で限度額までというような形にはならないで、2か年で補助するような形になることを見込んでいるところでございます。

委員長：岡田委員。

岡田委員：とりあえず2か年だけの計画ということですか。

この補助金制度自体が継続していくということかどうかというのをちょっと確認したいと思えます。

委員長：小野寺工業労政課長。

工業労政課長：説明が不足しておりました。

株式会社オヤマの分については2か年を見込んでいるということでございまして、この事業につきましては2か年ではなく継続して考えているところでありますが、商工労働部長が言いましたとおり、企業訪問等におきまして、対象となる事業所での整備計画がつかめましたら、その際に予算要求させていただくというような形になります。

委員長：岡田委員。



岡田委員：そうすると、この補助限度額というのは、1社に単年度1回だけではなくて、継続事業であればその年に同じ企業にまた1億円と、対象になるというのも可能だという制度ですか。

委員長：小野寺工業労政課長。

工業労政課長：制度につきましては冒頭に申し上げましたけれども、施設改修ですとか施設の更新を考える際に、一関市から出ていくことを防ぎたいという思いで創設した事業でございまして、考え方とすれば整備した建物の耐用年数が過ぎたあたりに使えるというような補助の組立てとしておりますので、すぐすぐ翌年度使えるというような形にはならないかなと思います。

一度整備したところの耐用年数が、30年とか40年たってまた、その施設を更新しなければいけないというときに使えるような制度というようなことで組み立てたところでは。

委員長：岡田委員。

岡田委員：固定資産税の関係ですけれども、事業者が最初に立地するときには固定資産税が3年間免除というのがありますけれども、新しく創設される事業の補助金についても課税免除だということですよ。

委員長：小野寺工業労政課長。

工業労政課長：この創設する事業の対象地域につきましては、3年間課税免除の対象となります。

委員長：岡田委員。

岡田委員：当市は市民所得も少なく、どうやってこう財源も含めて必要だということで、固定資産税というの重要な財源の一つかとは思うのですけれども、事業を維持するための一つのポイントになる制度かとは思うのですけれども、3年後からは普通に課税されていくということで、3年度以降の事業も継続してもらえればというように思うのですけれども、固定資産税を免除するメリットというのを改めてお伺いしたいと思います。

委員長：小野寺工業労政課長。

工業労政課長：市のメリットでございしますが、2ページ目の各種補助金のイメージ図にございますが、これまでの従来の補助事業であれば、課税免除しない地域におきましては、いただいた固定資産税相当額を3年間、一関市から補助というようなことで出します。

それ以外のところは課税免除ということになりまして、補助として出す場合におきましては3年間一関市としては固定資産税が見込めないような状況になります。

課税免除の場合は、国の制度として課税免除をするということになりますので、固定資産税相当額の75%を国から交付税として見込めるということになりますので、市とすれば課税免除をしていただいたほうが、市の歳入のほうは見込めるというような形になっております。

委員長：ほかにございませんか。

(「なし」の声あり)

委員長：なければ、質疑、意見交換を終わります。

以上で、市内企業を対象とした設備投資に対する新たな補助制度についての調査を終了します。

部長をはじめ、当局の皆さん、御苦労さまでございました。

職員入替えのため、暫時休憩いたします。

(休憩 14:30～14:32)

委員長：休憩前に引き続き、再開いたします。

次に、(3)の低炭素建築物新築等計画及び建築物エネルギー消費性能向上計画の認定申請手数料についてを議題とします。

当局より説明を求めます。

渡辺建設部長。

建設部長：低炭素建築物新築等計画及び建築物エネルギー消費性能向上計画の認定申請手数料についてであります。今回、御説明する内容につきましては、建築確認などに関する認定申請手数料についてでございます。2月通常会議へ手数料条例の一部を改正する準備をしておりますので、事前に委員会の皆様へ御説明させていただくものであります。

建築物エネルギー消費性能基準等を定める省令の一部を改正する省令が公布、施行をされ、建築物の認定単位の変更、また誘導仕様基準による申請が新設されたことによりまして、手数料を新たに定めるものであります。

詳細につきましては、都市整備課の佐藤建築指導係長から説明させます。

よろしく願いいたします。

委員長：佐藤建築指導係長。

建築指導係長：私から、低炭素建築物新築等計画及び建築物エネルギー消費性能向上計画の認定申請手数料について説明させていただきます。

まず、初めに、あまり聞きなれない計画だと思っておりますので、各計画の概要を説明いたします。

1、低炭素建築物新築等計画です。

この低炭素建築物とは、都市の低炭素化の促進に関する法律（エコまち法）で定める低炭素建築物でありまして、低炭素化に資する措置が講じられていて、市街化区域等内に建築される建築物を指します。

一関市では、認定可能な区域というのが限られておりまして、一関地域、千厩地域、東山地域にある都市計画区域内で用途地域が指定されている地域に限られています。

都市計画区域内でも、用途地域が指定されていない地域、いわゆる白地地域では認定はできないものとなっております。

(2)低炭素建築物新築等計画の認定を受けるための基準についてです。

次の1から3の全てを満たす建築物について、所管行政庁に認定申請を行うことにより低炭素建築物としての認定を受けることができます。

①として、省エネ基準を超える省エネ性能を持つこと、かつ、低炭素化に資する措置を講じていること。

②都市の低炭素化の促進に関する基本的な方針に照らし合わせて適切であること。

③資金計画が適切なものであることが、認定のための基準となります。

低炭素建築物として所管行政庁の認定を受けた建物は、優遇措置というものがあります。ですけれども、税制優遇、融資、容積率の緩和などがあります。

2ページ目をお開き願います。

次に、建築物エネルギー消費性能向上計画の概要を説明いたします。

建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律（建築物省エネ法）では、建築物の省エネ性能の向上を図るため、①の規制措置、あと②の誘導措置が規定されております。

ここでいう建築物エネルギー消費性能向上計画とは、建築物省エネ法で定める省エネ基準の水準を超える誘導基準という基準に適合する計画のことを指します。

(2)建築物エネルギー消費性能向上計画の認定を受けるための基準です。

建築物省エネ法で定める省エネ基準の水準を超える誘導基準に適合する計画について認定を受けることができます。

この認定を受けた場合は、容積率の緩和措置があります。

次に3、エコまち法と、建築物省エネ法の改正概要を説明いたします。

建築物エネルギー消費性能基準等を定める省令などの一部改正に伴い、次の改正が行われました。

3ページ目をお開き願います。

大きく分けて2つあります。

まず1つ目、認定申請単位の変更です。

これは手数料条例の49と51の項に該当します。

低炭素建築物新築等計画と建築物エネルギー消費性能向上計画の認定申請の単位について、新たな区分を設けるとともに、共同住宅等及び住宅・非住宅複合建築物の一住戸の区分が廃止されました。

下のイラストを御覧ください。

左が改正前の認定単位、右が改正後の認定単位です。

複合建築物の認定が新設され、共同住宅の住戸単位の認定が廃止されました。

次に、(2)住宅に係る仕様基準（誘導仕様基準）の新設です。

これは手数料条例でいうと 49、50、51、52 の項に該当します。

低炭素建築物新築等計画と、建築物エネルギー消費性能向上計画の認定申請において、住宅の簡素な評価方法として、住戸の各部位・設備の仕様から適合確認が可能となる仕様基準（誘導仕様基準）が新設されました。

次に 4、本市が認定する建築物についてです。

一関市では、いわゆる 4 号建築物と言われる小規模な建物のみとなります。

なお、大きな建物の認定事務については、岩手県が行います。

続いて 4 ページ目をお開き願います。

5、一関市手数料条例の改正の概要について説明いたします。

先ほど説明した省令などの改正に伴い、低炭素建築物新築等計画と、建築物エネルギー消費性能向上計画の認定申請について、手数料を改正するものです。

手数料の額は、ほかの認定申請手数料と同様に、岩手県に準じた額としております。

下の表を御覧ください。

左側のイとエの欄に仕様基準、（誘導仕様基準）が新たに設けられましたので、ここを新たに追加しました。

この追加に伴って、もともとのイ、ウ、エ、オの欄がそれぞれウ、オ、カ、キに繰下げとなります。

また、アとイの共同住宅等の住戸の認定が廃止されました。

ほかにキの欄の、非住宅部分全体と住宅部分全体が追加されました。

次に、5 ページ目をお開き願います。

続いて、(2)建築物エネルギー消費性能向上計画認定申請手数料を表にしたものであります。

これは手数料条例ですと 51 の項に該当します。

先ほどの、低炭素建築物新築等計画認定申請手数料と同様に、イとエの欄に仕様基準（誘導仕様基準）が新たに設けられ、イ、ウ、エ、オがそれぞれウ、オ、カ、キに繰下げとなります。

また、アとイの共同住宅等の住戸単位のものも廃止され、キの住宅部分全体が追加されました。

次に 6、予想される届出です。

低炭素建築物新築等計画の認定に係る審査は、平成 24 年度から実施しており、令和 4 年 12 月末の時点で、21 件の認定を行っています。

年間ですと大体 1.9 件となります。

また、建築物エネルギー消費性能向上計画の認定の審査は、平成 27 年度から実施しておりまして、令和 4 年 12 月末時点で 26 件、年間ですと大体 3.3 件の認定となっております。

なお、本市が過去に認定したのは一戸建ての住宅のみであり、共同住宅とか、そのほかについて申請を受けた実績はありません。

このことから、各計画の認定は戸建住宅の申請が年に 3 件程度と推測されます。

低炭素建築物新築等計画及び建築物エネルギー消費性能向上計画の認定申請手数料について、説明は以上となります。

委員長：これより、質疑、意見交換を行います。  
岩淵委員。

岩淵委員：5ページ目の6、予想される届出の中で過去の実績があるわけですが、件数が少ないように見えるのですが、他市の状況と、まず同じなのかどうかというのが1点と、ここにも書いてあるのですが実績は住宅のみで、共同住宅と非住宅部分は今まで実績がないということですが、ないことの予想される理由について、以上2点お尋ねいたします。

委員長：佐藤建築指導係長。

建築指導係長：まず、他市の認定の状況についてですが、ちょっと他市の状況まで把握しておりませんが、この認定のほかに、長期優良住宅という認定の制度がありまして、住宅メーカーとかほかのところだとそちらのほうの認定を取るというのがほとんどです。

特に低炭素の認定ですと、用途地域が張りついたところしか認定ができないというものになっておりまして、あとはその優遇制度とか補助金の関係で、長期優良住宅の認定を取るというところがほとんどであります。

今まで住宅に限られていたものですが、当市で扱える規模というものがほぼほぼ一戸建て住宅というものになりまして、共同住宅など200平方メートルを超えると岩手県の扱いになりますので、そのため、市での認定は住宅に限られているのかなと思われれます。

委員長：岡田委員。

岡田委員：基本のところになると思うのですが、低炭素建築物の関係で、法律との関わりだと思うのですが、一関市であれば、一関地域、千厩地域とあと東山地域に限られるというところで、その具体的にその3つの地域だけだというのがなぜかというのを教えていただければと思います。

委員長：佐藤建築指導課長。

建築指導係長：まずこの低炭素建築物というものが、都市の低炭素化の促進に関する法律という名称でして、基本的に市街化区域等、市街化区域を定めていない区域であれば用途地域が張りついているところというように法律で制限がかけられているためです。

委員長：岡田委員。

岡田委員：それがなぜこの3地域なのかというところをお願いします。

委員長：藤倉都市整備課長。

都市整備課長：岡田委員の御質問はごもっともで、市内全域にこれが普及になればいいのですが、やはり都市というところ、簡単に言うと下水道とかを普及させるところという形で、できれば人口の集中したところにこの低炭素の都市というものを法律上は設けたいということで、都市とは何かというと、人口が1ヘクタール当たり40人以上の集団になっているところを集中的にやっていきたいと思いますということです。

そうしますとその人口集中地区があるのが、一関地域、千厩地域、東山地域でございまして、その中でも都市計画区域がこの3地域の中でも人口が集中しているところというので、用途地域を張りつける。

用途地域というのは何かというと、建物の用途を規制しているところです。

例えば住宅専用のところとか、工場を専用に建てるところとか、あと商業専用に建てるところという区分けをして、秩序正しい建築物を造っていきましょうということから、まず、都市計画区域内の3地域で、しかもその3地域内の用途地域にある人口が1ヘクタール当たり40人以上住んでいるようなところに限定して都市の低炭素化を最初に図っていきましょうといった国の施策でございます。

委員長：岡田委員。

岡田委員：あともう一つ、3つの地域の中でも今お話しされた、用途地域が指定されていないところは、認定から除外されるということで、例えば字名で分かるようになっているのか、具体的なものがあれば、後でもいいので資料提供をお願いしたいと思うのですけれども。

委員長：藤倉都市整備課長。

都市整備課長：図面がホームページ上でもございまして、一関市の都市計画図といった形で、カラーになっているところの色がついているところが用途地域でございまして、白地になっているところが、この今回の適用が外れているところでございまして、ぜひできればホームページから御覧いただければと思います。

委員長：岡田委員。

岡田委員：あと先ほどお話をいただいたとおり、本当に全域でやれば地球環境にもいいものだと思うのですけれども、これに対象にならない地域でも先ほどの説明の中であった長期優良住宅というのは、全域で対象になるということですのでよろしいですね。

委員長：藤倉都市整備課長。

都市整備課長：岡田委員の御質問とアドバイスのとおり、長期優良住宅の建築計画認定もござい

ましてそれは市内全域です。

参考までに令和3年度までで計画認定をした当市の件数が482件と圧倒的に多いわけでございます。

これをぜひその地区外の方は利用していただいて、より多くのこういった省エネに関する気持ちを持っていただければと思っております。

以上です。

委員長：ほかにありませんか。

(「なし」の声あり)

委員長：なければ、質疑、意見交換を終わります。

以上で、低炭素建築物新築等計画及び建築物エネルギー消費性能向上計画の認定申請手数料についての調査を終了します。

次に、(4)の一関市特定公共賃貸住宅についてを議題とします。

当局より説明を求めます。

渡辺建設部長。

建設部長：一関市特定公共賃貸住宅についてであります。

こちらにつきましても2月通常会議で条例の一部を改正するというので準備をしておりまして、事前に皆様に御説明させていただくものであります。

このたび、特定公共賃貸住宅の供給の促進に関する法律施行規則の改正に伴いまして、この住宅の入居者資格に里親制度に基づき児童を委託されている者が追加できることになりましたので、一関市特定公共賃貸住宅条例の一部を改正するものであります。

詳細につきましては都市整備課の岩淵主査から説明させます。

よろしく願いいたします。

委員長：岩淵主査。

主査：それでは資料の1ページ目を御覧ください。

一関市特定公共賃貸住宅についてということで1の説明内容からになりますが、こちらは一関市特定公共賃貸住宅条例の一部を改正する項目についてでございます。

(1)入居資格項目の追加ということですが、こちらの追加理由といたしましては、特定公共賃貸住宅の供給の促進に関する法律施行規則の改正に伴うものでございます。

国が定める規則の改正に伴うものでございます。

こちらがどのように改正になるかというのが下に示した表になります。

改正前が左側の箱で囲んでいるところになりますけれども、(1)の親族から始まりまして(4)まであるのですけれども、規則改正後、条例について(5)の里親制度に基づき児童を委託されている者というものが追加になるという内容になっております。

(2)その他条例の一部改正が必要な項目について、関係する条項部分と語句修正により、

一関市特定公共賃貸住宅条例の一部を改正する必要があるものでございます。

(3)の施行期日につきましては公布の日ということで進めております。

2の補足説明事項でございますけれども、(1)一関市特定公共賃貸住宅とはということで御覧のとおりでございますけれども、特定公共賃貸住宅とは、中堅所得者等の生活の安定と福祉の増進に寄与することを目的としたものでございます。

こちらの根拠法令は特定優良賃貸住宅の供給の促進に関する法律となっております。

2ページ目を御覧ください。

補足説明の続きになりますが(2)名称と家賃ということで、市内の特定公共賃貸住宅の一覧を表にしております。

摺沢駅前特定公共賃貸住宅、大東地域になりますが、以下東山地域に2つ、室根地域に1つということで、全部で46戸の特定公共賃貸住宅が市内にございます。

(3)の市営住宅と特定公共賃貸住宅の違いでございますけれども、まず市営住宅につきましては、住宅に困窮する低所得者に対して、低廉の家賃で賃貸する住宅ということになっておりまして、入居者に係る収入基準というのは月額15万8000円以下となっております。

特定公共賃貸住宅につきましては、中堅所得者等の居住の用に供する賃貸住宅ということになっておりまして、入居者に係る収入基準については、月額15万8000円以上48万7000円以下となっているものでございます。

収入月額が15万8000円ちょうどの方につきましてはどちらの入居も可能という状況になっております。

そして(4)のパートナーシップ制度についてでございますが、国の施行規則の改正の中では、入居対象者に同居親族に準ずるものが追加されております。

これについて、地方自治体が独自にパートナーシップ制度を設けている場合の同性パートナーなどを想定したものであるということで国から通知がきているところでございます。

本市においても、パートナーシップ制度においては、この制度による宣誓を行ったものについては、条例第6条の親族、条例で定める親族に該当するため、条例の改正をせずに適用が可能としております。

市営住宅条例についても同様の対応ができるということになっております。

私からの説明は以上になります。

委員長：これより、質疑、意見交換を行います。

岡田委員。

岡田委員：収入によっては市営住宅と特定公共賃貸住宅、どちらの入居も可能だということなのですが、この表によると、一関市の場合は、特定公共賃貸住宅とされるのは大東地域、東山地域、室根地域に4か所あるのですけれども、市営住宅が一関地域、花泉地域、各地域にあるのですが、入居率がかなり前と違って悪いというようなお話もお伺いしているのですが、そうした場合に収入によって、そういった中堅所得の方が例えば15万8000円だと市営住宅に入居できるということになるのでしょうか。



委員長：藤倉都市整備課長。

都市整備課長：2ページ目の(3)の米印のところなのですが、確かに15万8000円の場合は本人の希望によって市営住宅、特定公共賃貸住宅のどちらでも、条件的には入ることが可能です。

実際その建物を見ますと、例えば15万8000円の収入月額の場合は、やはり建物条件のいいところに入りたいというのが多分本人希望なので、比較的特定公共賃貸住宅のほうが、住宅の仕様とかレベルというのは高いわけでございます。

やはりそちらのほうに本人希望で入られるところが多いところでございます。

委員長：岡田委員。

岡田委員：例えば市営住宅のほうの入居率を高めるために、例えば条例の改正などが必要になるのかどうか分かりませんが、低所得者でなくても入りたいという方がいた場合に市営住宅の一部を特定公共賃貸住宅にすることができるのかどうかというのを検討していく必要も、その入居率を高めるという点で必要なのかなと思うのですけれども、そういった検討というのは、できるのか、していくことが必要なのか、現状の考えをちょっとお伺いできればと思います。

委員長：藤倉都市整備課長。

都市整備課長：住宅施策は当市で管理しているこの公共住宅、公営住宅と言われるほかに、民間の住宅がございます。

その総量を実際どの程度、アパート及び市営住宅に入居する人がいるかというのを住宅の長寿命化計画という中で推計しております。

それで新しく公営住宅を建てたり、改修したりしていくという計画をつくるのですが、今のところ民間のほうの住宅も空き家的になってきては困るので、できれば公営住宅のほうは控え目に、そして民間住宅のほうを積極的にやっていただけるような計画になっております。

岡田委員が市営住宅を特定公共賃貸住宅にしたらどうかといった御提案は、こちらのほうで御意見として、アドバイスとして受け止めさせていただきますが、実際のところは市営住宅を特定公共賃貸住宅にしますと家賃が高くなるというのがまず一つございます。

そして民間のアパートと同等になりますので民間アパートの分が特定公共賃貸住宅のほうに移ってしまうという可能性があります。

特定公共賃貸住宅の制度というのは民間住宅が少ないところに自治体の施策として、特定公共賃貸住宅を建てられることができますので、やはりこういった大東地域、東山地域あとは室根地域にあるわけです。

ですので、今のこの室根地域とか東山地域の市営住宅を特定公共賃貸住宅に格上げするということは、こちらの制度とか、申請とかによってできないこともないのですが、

やはり民間のほうのバランスを考えて、今の市営住宅の入居率と特定公共賃貸住宅の中で防止をして、民間の経営にも比較的圧迫をかけてはならないような運営をしていきたいというように思っております。

参考までに市営住宅の申込み率ですけれども、例えば入居選考の抽選で多くの方が落ちているといった状況ではございませんので、充足になっているというような形では思っております。

委員長：岡田委員。

岡田委員：安定的な居住というか、居住にかかる費用を少なくしていくということは市民生活にも大分収入が少なくても生活に余裕ができるということになります。

それで、収入月額が15万8000円というのがラインになっているのですが、そうした中で例えば大東地域の特定公共賃貸住宅は2万8000円に入れるというのがあります。

そういうのを考えると、民間の家賃と同等になるということではないと思うので、検討の余地はあるのかなと思っておりますのでぜひよろしくお願ひしたいと思ひます。

委員長：藤倉都市整備課長。

都市整備課長：承知しました。

委員長：岩淵委員。

岩淵委員：まず1点目は、1ページ目の今回、里親制度に基づき児童を委託されている者ということが追加されておりますけれども、その方が入居された後に、この里親制度というのは児童が成人になったり、もしくは就職したりすると、離れるわけですけれども、そういったときにはこの方はどのような対応になるのかどうかというのが1点目です。

2点目ですけれども、2ページ目に(4)でパートナーシップ制度について触れていますが、これ今回の案件とちょっと違うのですが確認のためにお尋ねします。

特定公共賃貸住宅ですけれども、市営住宅に関してもこのような制度の方が入居できるようになっているかどうかの確認のために2点目お尋ねをしたいと思ひます。

委員長：岩淵主査。

主査：子供が成人した後の継続的な入居の件ですけれども、こちらで定めているのは入居資格になりますので、入居後に世帯の状況が変わったとしても継続した入居は可能です。

2点目、市営住宅条例でどうなっているかということですが、市営住宅の条例でも入居資格条例で定めている入居資格のところに、現に同居し、または同居しようとする親族と同様の事情にある者、その他婚姻の予約者を含む、市長が別に定める市営住宅への入居についてはこの限りではないという、特定公共賃貸住宅と同様の定めがありますので、市営住宅についても同様の取扱いが可能ということになっております。

委員長 : ほかにありませんか。

(「なし」の声あり)

委員長 : なければ、質疑、意見交換を終わります。

以上で、一関市特定公共賃貸住宅についての調査を終了します。

建設部長をはじめ、当局の皆さんにはお忙しいところありがとうございました。

職員の入替えのため、暫時休憩いたします。

(休憩 15 : 09～15 : 17)

委員長 : 再開いたします。

次に、一関市汚水処理計画の見直しについてを議題とします。

当局より説明を求めます。

佐藤上下水道部長。

上下水道部長 : 私のほうから、上下水道部の案件であります、一関市汚水処理計画の見直しについて、説明させていただきます。

それでは資料の1ページを御覧いただきたいと思います。

1の一関市汚水処理計画についてであります、汚水処理計画は、下水道や浄化槽の整備など、当市の汚水処理に係る総合的な計画であり、現計画の計画期間は平成29年度から令和8年度までの10年間となっております。

この計画の中で、汚水処理に係る目標指標なども掲げているところであります。

2の計画の見直しの背景及び内容についてであります、背景としましては、下水道の中期計画、これは令和8年度までに整備する区域のことを言うわけでございますが、これを変更したこと。

10年間という計画期間から、当初の目標と現状比較が必要であることなどが背景としてございます。

現時点での見直しの主な内容につきましては、1つ目は、令和8年度までの下水道の整備区域の見直し、こちらは中期計画の見直しでございます。

これについては昨年度、既に整備区域を縮小することとしたところでございますが、この計画にまだ盛り込んでいないということで、見直しをして盛り込むということでございます。

2つ目は、現状を踏まえた目標指標の見直し。

3つ目は中間評価と課題、今後の取組の追記でございます。

次に(2)の今後の下水道整備についてであります、令和9年度以降の下水道整備につきましては、令和8年度までの計画期間内に見直しの検討を行いまして、令和9年度からの新しい計画に反映させたいというように考えたところでございます。

3のこれまでの経過であります、令和2年度、令和3年度におきまして、令和8年

度までに下水道の整備を行う下水道整備区域を4つの視点から見直しを行い、整備区域を縮小することとしたところであります。

4つの視点につきましては、記載のとおり①地域の状況、これは人口密度、人口、世帯数の推移、②経費と使用料の見込み、経費回収率になります、③開発計画及び宅地化の見込み、これは住宅等の新築件数の推移なども加味したところであります。

④の住民ニーズ、これは接続の意識調査ですとか、住民懇談会などによって判断したところがございます。

こういった4つの視点から見直しを行ったところであります。

令和4年度におきましては、今年度になります、市内8地域で、「これからの水洗化を考えるワークショップ」を開催してまいりました。

延べ87人の参加をいただき、また、排水設備指定工事店、建設業協会一関支部、同じく千厩支部など関係団体との懇談を実施したところであります。

4の関係する計画の見直しにつきましては、汚水処理施設整備計画、下水道事業経営戦略についても、令和8年度までの下水道整備区域や目標指標の変更に伴いまして、必要な見直しを行う予定としているところであります。

それでは、資料の2ページを御覧いただきたいと思えます。

上の地図は一関処理区の変更前の整備計画図になります。

青い線で丸く囲っている赤い部分が、これまで令和8年度までに下水道の整備を行う予定としていた区域であります。

下の図を御覧いただきたいと思えます。

下の図は見直しした変更後の計画図となります。

同じく青い線で囲った部分で、上の計画図と比較し、赤い部分が一部緑色になっているところがございますが、この部分が整備区域を見直しして縮小した部分となります。

また、点線で囲ったエリアは、これまで長期計画区域としておりましたが、今後令和8年度までに見直しの検討を行い、その結果を令和9年度からの新しい計画に反映させたいと考えているエリアでございます。

一関地域でいきますと、点線のエリアは中里沢田、狐禅寺、千代田町、真滝、巖美などの地域でございます。

続きまして、3ページを御覧願います。

こちらは千厩処理区の整備計画図になります。

こちらも同様に、上が変更前の整備計画図で、下が変更後の整備計画図となります。

青い線で囲った部分が、令和8年度までに整備する区域で、見直しを行ったエリアとなります。

点線で囲ったエリアは先ほどと同様に、令和8年度までに見直しの検討を行い、令和9年度から新しい計画に反映させたいと考えております。

先ほど同様に、上が変更前、下が変更後ということで、赤色の部分が緑色になっているところが、エリアとして縮小したエリアでございます。

続きまして、4ページを御覧いただきたいと思えます。

こちらは目標指標の見直しであります。

下水道整備区域の見直しと浄化槽の整備状況を踏まえまして、汚水処理人口普及率、

これは下水道や農業集落排水施設が整備されている区域に住んでいる人口になります、それに浄化槽を整備した人口を足した人口を、市の人口で割ったものでありまして、実際に下水道に接続しているかどうかということは別であります。

次に、水洗化人口割合ですが、こちらは下水道や農業集落排水施設が整備されている区域で水洗化した人口に、浄化槽を整備した人口を足した人口を市の人口で割ったもので、こちらは実際に下水道に接続している方の数値になります。

グラフのほうになります、赤い線が汚水処理人口普及率で青い線が水洗化人口割合となります。

それぞれ太い実線が実績で、細い実線が計画の線となっております。

グラフの中ほどに中間目標と記載しております黒の点線で囲った部分で御説明いたします。

令和2年度は、赤い線の汚水処理人口普及率は計画の72.2%に対して実績は69.0%。青い線の水洗化人口割合は、計画の63.1%に対して実績は65.0%でありました。

右側の見直し後と緑の点線で囲った部分を御覧いただきたいと思います。

令和8年度で申し上げますと、赤い線の汚水処理人口普及率は、目標数値をこれまでの84.2%から77.9%へ、青い線の水洗化人口割合は75.5%を74.2%にそれぞれ見直しを行うものでございます。

なお、浄化槽の設置見込み数も、これまで年間285基だったものを220基と見直しを行おうとするものでございます。

続きまして、5ページ、6ページでございます。

こちらは、一関市汚水処理計画の中で、取り組む方針として、5つの柱を掲げてまいりました。

この5つの柱ごとに中間評価、課題、今後の取組について整理をしたものを計画に新たに追記したいと考えております。

詳細のほうは省略いたしますが、5つの柱というのは、表の左側の列にゴシック体で書いておりますが、1 汚水処理施設の早期概成、2 公共下水道等への早期接続と浄化槽の設置、3 計画的な汚水処理施設の更新と災害に強い基盤づくり、6 ページにまいりまして、4 効率的で安定した経営、5 下水道資源の有効活用の推進ということで、5つの柱で取り組んでまいりましたが、これらの中間評価、課題、今後の取組を整理したものでございます。

資料の説明は以上でございます。

委員長：これより、質疑、意見交換を行います。

齋藤委員。

齋藤委員：なかなか下水道接続が進まないという状況もあるようなのですが、やはり下水道がきたからということで説明を受けて、何年以内に接続してくださいということで、実際やっていない方もいらっしゃるわけなので、やっている方からすれば何でやらないのかとか、近隣からのくみ取りの臭いがあるという苦情が出て住民同士のあつれきになっているというのは聞いたことがあるのですが、進まない理由というのは、費用の問

題もあると思うのですけれども、それ以外にどういうものがあるというように考えていますか。

委員長：佐藤上下水道部長。

上下水道部長：本年度の市内8地域でワークショップをやった際に、それぞれの地域でいろいろ御意見をいただきました。

その中で多く寄せられた意見が、まずは、水回りの改修に多額の費用がかかるというのが1点ございましたし、あと特に多かったのが、子供さん方がもう家を出られて、自分たちの代で住む人が終わると、そういったときに多額の経費をかけるのが難しいといったような声が多く寄せられたところでございます。

委員長：齋藤委員。

齋藤委員：せっかく整備しているわけですから、これからも接続してもらうような啓発ということとは何か新たなものは考えているのでしょうか。

委員長：佐藤上下水道部長。

上下水道部長：本年度ですけれども、下水道を整備するに当たりまして管路の長いお宅については、補助を上乗せして出すというような制度を今年度、まずはつくっております。

あとは、今後になりますが、いずれ水洗化について理解を深めていただくということがまずは大事かと思っております。こちらのほうから下水道につきましても、浄化槽につきましても、市民の皆さんにできるだけ理解を深めていただく取組を強化していきたいというように考えているところです。

委員長：齋藤委員。

齋藤委員：整備計画を変更することによって、トータル費用、市の工事費用はどのくらい変わるのか試算されていますでしょうか。

委員長：佐藤上下水道部長。

上下水道部長：整備計画につきまして現時点では、長期、先ほど地図で見いただきました緑色のエリアになりますが、こちらのほうをやるかやらないかでトータルの経費がかなり変わってくるということになります。

現時点では、まだそこをどうするかというところまでは盛り込んでおらず、先ほど御説明させていただきましたように、長期の緑色の部分をどうするかというのは、令和9年度からの新しい計画に、今後、検討して盛り込むというようなことで考えているところでございます。

具体的に申しますと、仮にやめるとなった場合にはかなりの額が減ってくるというようなことにはなりません。

委員長：齋藤委員。

齋藤委員：今この計画の中で、赤いところから緑に変わっているところがありますが、この部分だけだとどのくらいになるのかというのは試算されていますか。

委員長：菅原下水道課長。

下水道課長：中期計画の見直しによって、額が変わった分ということですが、全体で今回、14ルートを見直しまして2ルートを整備することにしたのですけれども、14ルートを整備するのに要する費用が概算で61億円ほど、引き続き下水道で整備しようとする区域については約18億円ほどとなりますので、整備費の分では43億円ほどマイナスとなる計算になります。

委員長：佐藤委員。

佐藤委員：一関地域にしろ千厩地域にしろ、処理場はできていますよね。

それでエリアを縮小したことによって、その処理場が過大になるということはないですか。

委員長：菅原下水道課長。

下水道課長：一関地域と千厩地域の処理場ですけれども、一関地域については現在、岩手県の流域の下水道の処理場のほうを利用させていただいています。

そちらのほうについては、現在でも60%までいっていないような稼働率となっています。

ですので、全体を整備したときにどうなるかということちょっと分かりませんが、現在でも稼働率が低いというような状況になっています。

千厩地域につきましても、まだ全体を整備していないという状況もありまして現在ではつないでいる方が6割ぐらいということ。

当初の計画と比べれば、施設のほうが若干過大になる部分があるかと思います。

委員長：佐藤委員。

佐藤委員：一関の場合には流域ですから、60%ぐらいだと40%ぐらいの余裕がありますということですね。

一関はそこに入れてもらいますよということなのですが、千厩の場合に、エリアを広げていながら水槽を増やしていくという手法もあったと思うのですが最初に大き

な水槽を作って、今の計画のエリアを全部突っ込みますよということで来ていると思うのですが、人口も減ったし、そういったことでエリアを縮小して、いろいろ汚水の量も縮小するとなれば、その施設そのものが過大となってくると思いますが、その辺はいかがでしょうか。

委員長：菅原下水道工務係長。

下水道工務係長：千厩の処理施設についてですけれども、予定しております規模全てを整備しているという状況ではございませんで、現在の整備面積に応じまして、現時点では1系統の処理施設を整備しているということで、今後予定どおり拡大していけばその時点で処理施設をさらに拡張する必要があるのですが、現時点では、その全てを整備してはいないという状況でございます。

委員長：佐藤委員。

佐藤委員：千厩のほうの処理方式は何ですか。

委員長：菅原下水道工務係長。

下水道工務係長：一関の市内の処理施設はおおむねこの形式になりますが、オキシデーショントイッチ方式という処理方法を取ってございます。

委員長：佐藤委員。

佐藤委員：標準活性汚泥法ですか。

委員長：菅原下水道工務係長。

下水道工務係長：その規模の小さいものというような形でございます。

委員長：佐藤委員。

佐藤委員：それで、エリアを狭めたそのやらない部分ですね、残った部分についてはどういう汚水処理をしようと考えているのですか。

委員長：佐藤上下水道部長。

上下水道部長：下水道整備しないとしたエリアにつきましては浄化槽での整備というようなことになっています。



委員長：佐藤委員。

佐藤委員：一関市の浄化槽に対する補助制度というのはよく分からないのですが、例えば設置をする際には幾らか補助しますよと、それで個人で設置をしてくださいと。維持管理費については、どのようになるのですか。

委員長：菅原下水道課長。

下水道課長：設置する際に、設置費については設置費補助がございます。

あと放流先まで距離がある場合、30メートルを超える場合には放流管補助というのもございます。

あと、維持管理費につきましては、修繕費補助というものも用意してございまして、浄化槽本体の修繕に対しまして上限10万円の補助制度を設けております。

委員長：ほかにありませんか。

(「なし」の声あり)

委員長：なければ、質疑、意見交換を終わります。

以上で、一関市汚水処理計画の見直しについての調査を終了します。

上下水道部長をはじめ、当局の皆さんにはお忙しいところありがとうございました。

職員入替えのため、暫時休憩いたします。

(休憩 15:39～15:41)

委員長：それでは再開します。

次に、(6)の農業委員会事務室移転についてを議題とします。

当局の説明を求めます。

阿部農業委員会事務局長。

農業委員会事務局長：資料を御覧いただきたいと思います。

まず、移転の経緯と職員の配置でございます。

現在の本庁舎は狭隘な状態となっており、庁舎外の会議室棟や現業棟を事務室に充てているほか、一関地区合同庁舎の一部を借用し、事務室を確保している状況でございます。

対して各支所庁舎等では、空きスペースが生じていることから、農業委員会では現在、毎月開催している総会や、各種会議の会場として常に使用しております川崎支所隣接の川崎農村環境改善センターに移転することといたしました。

農業委員会事務局が移転し、職員が新たに川崎支所管内で勤務することで、川崎地域の活性化にもつながることとなると考えます。

移転に伴いまして、事務室内の照明などの改修を今年度で実施予定でございます。

移転時期は令和5年3月中旬を予定してございまして、一関地域住民の利便性を確保するため、3月末までは本庁舎5階のほうに申請受付職員を配置し、4月以降は本庁舎4階の農政課内に担当職員を配置予定としてございます。

下の移転後の事務室の配置を御覧いただきたいと思っております。

場所につきましては川崎支所庁舎の隣にございます。

川崎農村環境改善センターの3階フロアでございますが、正面玄関を入りまして、その階になります。

玄関ロビー入って左側の、現在、健康増進室、保健指導室という部屋になってございますが、この建物自体は現在、社会福祉協議会川崎支部のほうで指定管理してございますが、私たちが入る部屋につきましては、指定管理以外の川崎支所の管理の部分ということでございます。

こちらのほうに移転をして、総会等についてはこの川崎農村環境改善センターの上の4階の多目的ホールを毎月活用させていただいているという状況にございます。

簡単ですが、移転については説明を終わります。

委員長：これより質疑、意見交換を行います。

小山委員。

小山委員：農業委員会を川崎支所に、本店というか、その事務所を構えるのだけれども、今まで各支所で農業委員会の事務、土地の手続などもこうした形で本庁でもやるということになるのですか。

委員長：阿部農業委員会事務局長。

農業委員会事務局長：川崎地域につきましては、支所での受付はなしにしまして、あくまでも農業委員会事務局のほうに来ていただくという形にしたいと思っております。

委員長：小山委員。

小山委員：川崎地域の受付は支所でやって、それを川崎のこの事務所に持っていくという形になるのですか。

委員長：阿部農業委員会事務局長。

農業委員会事務局長：今までは支所の産業建設課に担当職員を置きましたけれども、私たちが川崎支所の隣の事務室に入りますので、川崎地域についてはそちらのほうに来ていただいて受付をするという形にいたします。

委員長：小山委員。

小山委員：そうすると本庁の部分を農政課のほうで受け付けして、それを川崎支所の事務所のほうに持っていくという、そういう形。

あとは各支所のほうもそういう形で今までどおりやるということですね。

委員長：阿部農業委員会事務局長。

農業委員会事務局長：一関地域はどうしても件数が多いので、複数人配置しておきたいということではございます。

委員長：齋藤委員。

齋藤委員：4月からは本庁舎4階に担当職員を配置ということですが、農業委員会のトータルの職員は変わるのですか。

委員長：阿部農業委員会事務局長。

農業委員会事務局長：変更がないようにお願いしてございますが、まだその人員配置については、はっきり回答はございません。

川崎地域には今のまま、同じ人数で移転したいということで話をしています。

委員長：齋藤委員。

齋藤委員：そうすると、みんなそろって行って、こちらの農政課以外の担当職員というのは、農政課の職員にその事務を担ってもらおうというような考えでよろしいのでしょうか。

委員長：阿部農業委員会事務局長。

農業委員会事務局長：そういう考えでございます。

委員長：ほかにございませんか。

(「なし」の声あり)

委員長：なければ、質疑、意見交換を終わります。

以上で、農業委員会事務室移転についての調査を終了します。

農業委員会事務局の皆さん、お忙しいところありがとうございました。

委員長：以上で、予定した案件の調査は終了いたします。

委員の皆さんから、何かございませんか。

(「なし」の声あり)

委員長 : なければ、以上で本日の委員会を終了いたします。  
御苦労さまでした。

(閉会 午後 3 時 47 分)